

十六 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案			現 行		
附 則			附 則		
<p>（認可特定保険業者に関する読替え等）</p> <p>第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第二百二十六条の 移転会社 二第一項		移転業者	
(略)	取締役（指名委員会等 設置会社）にあっては、 執行役）	理事	
(略)	各営業所又は各事務所	各事務所	

3 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百二十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

- 一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時に既に既保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

4 改正法附則第四条第十四項において認可特定保険業者について法

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

第二百二十六条の 移転会社 二第一項		移転業者	
(略)	取締役（委員会設置会 社）にあっては、執行役 ）	理事	
(略)	各営業所又は各事務所	各事務所	

3 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百二十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

- 一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時に既に既保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

4 改正法附則第四条第十四項において認可特定保険業者について法

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

<p>の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>5 改正法附則第四条第十七項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>6 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十二條第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十二條第一項の認可の申請(次号において「申請」という。)の日において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)</p> <p>二 申請の日において既に保険期間が終了している保険契約(申請の日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)</p> <p>7 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五條の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同條第二項の規定により官報に公告した時において既に生じているものに限るものとする。</p>	<p>の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>5 改正法附則第四条第十七項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>6 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十二條第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十二條第一項の認可の申請(次号において「申請」という。)の日において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)</p> <p>二 申請の日において既に保険期間が終了している保険契約(申請の日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)</p> <p>7 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五條の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同條第二項の規定により官報に公告した時において既に生じているものに限るものとする。</p>
---	---